

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（二件） （農村振興課） 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者） （水産林政総務課） 二
- 保安林の指定施業要件の変更 （森林整備課） 二
- 道路の区域変更 （道路課） 二
- 道路の供用開始 （同） 三
- 選挙管理委員会 三
- 政治団体の届出 三
- 政治団体の届出事項の異動届 三
- 政治団体の解散届 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十八年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十九年分） 四
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分）（令和元年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成二十九年分） 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成三十年分） 六
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正（平成三十一年分）（令和元年分） 六
- 収用委員会 七
- 一般国道百十三号福岡蔵本1号事件審理の開催 七
- 石巻市道元明神大街道東二丁目線2号事件審理の中止 七

正 誤

告 示

○ 宮城県公報第一七〇号（令和三年一月十二日付け）中

七

○ 宮城県告示第五十七号
 県営青木川地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月二十六日から令和三年二月二十五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び美里町役場

○ 宮城県告示第五十八号

県営手樽地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月二十六日から令和三年二月二十五日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 谷川支所 の地区）	小型合併漁業	令和三年一月 十二日	石巻市泊浜泊七十八 松川一浩 石巻市泊浜泊二十四 松川 喜洋	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六條 に規定する漁 業	六人

○宮城県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名取市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

変更したので告示する。

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

いせざとし後援会

報告年月日 2.11.2 (30.3.31解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

○高選管告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(その他の政治団体)

いせざとし後援会

報告年月日 2.11.2 (30.3.31解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

○高選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(その他の政治団体)

いせざとし後援会

報告年月日 2.11.2 (30.3.31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

○高選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(その他の政治団体)

町民生活が第一

報告年月日 2.12.18 (2.12.18解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

○高選管告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(その他の政治団体)

町民生活が第一

報告年月日 2.12.18 (2.12.18解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

○高選管告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第二百二十九号の一部を次のとおり改める。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

自由民主党宮城県第五選挙区支部の平成二十九年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 32,440,239」や「1 収入総額 33,440,239」に

「本年収入額 32,440,003」や「本年収入額 33,440,003」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 8,890,000」や「寄附 9,890,000」に

「政治団体分 4,710,000」や「政治団体分 5,710,000」に改める。

5 寄附の内訳中

「日本歯科医師連盟 200,000 東京都千代田区」の次の行に

「社団法人 1,000,000 東京都千代田区」を加える。

○宮選挙告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成三十年分収支報告書について、令和元年宮選挙告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

自由民主党宮城県第五選挙区支部の平成三十年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 16,188,095」や「1 収入総額 17,188,095」に

「前年繰越額 258,087」や「前年繰越額 1,258,087」に改める。

秋葉けんや後援会の平成三十年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 12,800,071」や「1 収入総額 12,960,071」に

「本年収入額 9,515,000」や「本年収入額 9,675,000」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 240,000」や「寄附 400,000」に改め

「個人分 240,000」の次の行に

「政治団体分 160,000」を加える。

5 寄附の内訳中

「平泉浩 120,000 仙台市若林区」の次の行に

「政治団体分」

平成研究会 160,000 東京都千代田区」を加える。

○宮選挙告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成三十一年分（令和元年分）収支報告書について、令和二年宮選挙告示第百十号の一部を次のとおり改める。

令和三年一月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

自由民主党宮城県第五選挙区支部の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 20,163,886」や「1 収入総額 21,163,886」に

「前年繰越額 363,876」や「前年繰越額 1,363,876」に改める。

自由民主党宮城県第三選挙区支部の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の

3 本年収入の内訳中

「団体分 5,560,000」や「団体分 5,060,000」に改め、次の行に

「政治団体分 500,000」を加える。

5 寄附の内訳中

「日本医師連盟 500,000 東京都文京区」を削り

「年間五万円以下のもの 500,000」の次の行に

「政治団体分」

日本医師連盟 500,000 東京都文京区」を加える。

秋葉けんや後援会の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 15,346,608」や「1 収入総額 15,506,608」に

「前年繰越額 4,356,608」や「前年繰越額 4,516,608」に改める。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第3号

宮城県起業の一般国道113号改築工事（福岡蔵本道路・宮城県白石市福岡蔵本字箱森地内から同市福岡蔵本字箕輪田二番地内まで）及びこれに伴う附帯工事について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和3年1月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和3年3月12日（金）午後4時から
 - 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
 - 3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等
- 宮城県収用委員会告示第4号

石巻市起業の市道元明神大街道東二丁目線新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（石巻市道元明神大街道東二丁目線2号事件）について、次のとおり開始する予定としていた審理を中止する。

令和3年1月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和3年2月5日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者並びに土地所有者及び関係人に対する審問等

正 誤

○宮城県公報第一七〇号（令和三年一月十二日付）中

ページ	段 行	正	誤
一六	上 二	第一号	第十九号